

大和市監査委員告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年7月21日

大和市監査委員 木原英和
大和市監査委員 鳥淵優

住民監査請求に対する監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

氏名 (省 略)

2 請求書の提出

請求人から、令和2年5月27日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として、大和市職員に対する措置請求書（追加）が提出された。

3 請求の内容

以下、「大和市職員に対する措置請求書（追加）」の原文をそのまま掲載した。（字の大きさ、字の間隔、行数については異なる場合がある。）なお、事実証明書については、一覧のみを掲載し、添付は省略した。

令和2年5月27日

監 査 委 員 殿

大和市職員に対する措置請求書（追加）

〒 (省 略)

住所 (省 略)

請求者 (省 略) ㊦ ((省略) 歳)

第1. 請求の趣旨

大和市長は、市が、井東明彦、常盤幹雄に対して有する損害賠償の請求権を行使して、市の被った損害を補填する措置を講ずる責任があるのにこれを怠っているので、請求人は、監査委員が市長に対し、この措置を講ずべきことを勧告することを求める。なお、本件については、同月25日付け措置請求における第2事案として、当該措置請求に追加するものである。

第2. 請求の原因

《行為事実について》

1. 大和市は、令和元年6月7日に、中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所及び渋谷分室の設置につき、主な機能を『①コピースピード A4横25枚/分以上。②解像度 600dpi程度。③自動両面原稿送り装置付き。④自動両面コピー機能付（片面⇄両面、両面⇄両面など）。⑤電子ソート機能付き。⑥ネットワークプリンターとして機能を有すること。ネットワーク上におけるプリント情報の保護及び複合機に蓄積されたプリント情報などの管理について、十分なセキュリティの確保がなされていること。⑦プリンタースプール HDD1GB程度。⑧ネットワークスキャナー機能付き（モノクロ/フルカラー）。スキャンデータをネットワーク上の個々のフォルダに直接保存・返信可能なこと。その際、PDFファイルに自動変換が可能なこと。⑨複写用紙サイズ 最大でA3、最小でA5。⑩4トレイ（A3、A4、B4、B5）及び、手差しトレイ。A4トレイ給紙容量は500枚以上であること。⑪複写倍率 25%～400%（1%きざみ）。⑫ネットワークプリントは、Microsoft Windows（ただし、Microsoft社のサポート対象となるバージョン、以下「対象OS」とする）をOSとして搭載する端末から利用可能であること。⑬ネットワークプリント用プリンタードライバー・ドライバー等ツールのインストールマニュアル・複合機本体の設定（IPアドレス等）用マニュアルを、対象OSで使用できる電子媒体（CD、DVD等）に格納して納品すること。⑭環境への配慮を徹底し、グリーン購入法に適合していること。⑮放置プリントを制御する機能を有する。プリント指示後、任意での排出制限機能を有する。』（以下「本件第2仕様1」という。）とするデジタル総合複合機（以下「本件第2複合機」という。）と共に、予定枚数を『中央林間分室につき、約24,000枚（12か月）契約期間合計約120,000枚（60か月）（以下「本件第2仕様2①」という。）、大和連絡所につき、約8,000枚（12か月）契約期間合計約40,000枚（60か月）（以下「本件第2仕様2②」という。）、桜ヶ丘連絡所につき、約5,500枚（12か月）契約期間合計約27,500枚（60か月）（以下「本件第2仕様2③」という。）、渋谷分室につき、約30,000枚（12か月）契約期間合計約150,000枚（60か月）（以下「本件第2仕様2④」という。）※ただし、予定枚数は実際の使用を保証するものではありません。』（総称して、以下「本件第2仕様2」という。）、また、本件複合機の賃貸借料金を『1台につき、単価額3,000円/月』（以下「本件第2仕様3」という。）とする物件の借入れとして、条件付一般競争入札（以下「本件第2入札」という。）を実施し、以って、落札者である富士ゼロックス神奈川株式会社第一営業統括部（以下「富士ゼロックス」という。）との間において、契約金額185万4900円（支払予定額を171万7500円（税抜き、中央林間分室につき、数量12万枚、単価額3円、支払予定額36万円、大和連絡所につき、数量4万枚、単価額5円、支払予定額20万円、桜ヶ丘

連絡所につき、数量2万7500枚、単価額5円、支払予定額13万7500円、渋谷分室につき、数量15万枚、単価額2円、支払予定額30万円、本件複合機賃貸借料金計72万円（(3000円×60月)×4台）とする賃貸借契約（単価契約・長期継続契約）（元年度第2413号、以下「本件第2賃貸借契約」という。）を締結する。なお、本件第2賃貸借契約においては、その他、市民課におけるデジタル複合機の賃貸借（数量105万枚、単価額0.9円、支払予定額94万5000円、複合機本体の賃貸借料金不存）が包含するところ、当該複合機は、本件第2仕様1（本件第2複合機）とその内容を異にすることから、本件措置請求においては省略をする。

2. 本件第2賃貸借契約は、従前賃貸借契約（令和元年5月25日付け『大和市職員に対する措置請求書』に係る「元年度第2413号」及び「元年度第2414号」）と異になり、本件第2複合機本体の使用料（リース料）として、複合機1台当たり36万円（3000円×60月）で賃貸借することから、中央林間分室における36万円（12万枚×3円）、大和連絡所における20万円（4万枚×5円）、桜ヶ丘連絡所における13万7500円（2万7500枚×5円）、渋谷分室における30万円（15万枚×2円）については、消耗品であるトナー費用となるところ、当該トナー費用が、補給紙の枚数（使用量）により異なるということは、一般取引通念上、到底、認容でき得えないことはいうまでもない。すなわち、トナーとは、補給紙（コピー用紙）上の文字等を転写するためのインクであり、その単価額は、補給紙の使用量に左右されるべきものではなく、当該トナーを納めるカートリッジの価格で決するものなのである。具体的には、カートリッジの容量が1000枚相当で、その価格が6000円であれば、1枚当たりの単価額（ランニングコスト）は1円となることによって、例えば、中央林間分室が12万枚を消費するというのであれば、トナーの消費量（使用料）は12万円（12万枚×1円）となり、同様に、大和連絡所が4万枚を消費するというのであれば、トナーの消費量（使用料）は4万円（4万枚×1円）、桜ヶ丘連絡所が2万7500枚を消費するというのであれば、トナーの消費量（使用料）は2万7500円（2万7500枚×1円）、渋谷分室が15万枚を消費するというのであれば、トナーの消費量（使用料）は15万円（15万枚×1円）となるのである。
3. 本件においては、適正な単価額が不明であるところ、渋谷分室において2円を計上することから、当該2円を基軸にすると、中央林間分室につき12万円（36万円－（12万枚×2円））、大和連絡所につき12万円（20万円－（4万枚×2円））、桜ヶ丘連絡所につき8万2500円（13万7500円－（2万7500枚×2円））の計32万2500円（以下「本件第2損害金1」という。）が、また、市民課においては0.9円を計上することから、当該0.9円を基軸にすると、中央林間分室につき25万2000円（36万円－（12万枚×0.9円））、大和連絡所につき16万4000円（20万円－（4万枚×0.9円））、桜ヶ丘連絡所につき11万2750円（13万7500円－（2万7500円×0.9

円))、渋谷分室につき16万5000円(30万円-(15万枚×0.9円))の計69万3750円(以下「本件第2損害金2」という。)が、大和市の不当な支出となるものなのである。

4. 従って、本件第2賃貸借契約によって大和市が不当に支出をした本件第2損害金1ないし本件第2損害金2(以下「本件第2損害金」という。)は、安易に、本件第2賃貸借契約の締結を決裁した、或いは決裁に係る事前調査を怠った以下の職員による人為的損害なのである。

《職員の不法行為について》

5. 相手方に対する請求原因について

- ①. 市民経済部市民課の常盤幹雄課長は、本件第2賃貸借契約における事務取扱の責任者(担当者)であり、契約当時、大和市における複合機に関する契約状況の確認把握を怠った重過失行為者である。
- ②. 市民経済部の伊東明彦部長は、本件第2賃貸借契約の決裁権者であり、契約当時、大和市における複合機に関する契約状況を何ら確認把握することなく、安易に、本件第2賃貸借契約を締結した重過失行為者である。

以上

事実証明書一覧(事実証明書の添付は省略)

甲第4号証の1	賃貸借契約書(元年度第3012号)
甲第4号証の2	仕様書
甲第4号証の3	明細一覧(契約番号31-3012-0)
甲第4号証の4①	契約決定通知書(契約番号31-3012-0)
甲第4号証の4②	契約決定明細書

4 請求の受理

本件請求について要件審査をした結果、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年5月27日付でこれを受理した。

第2 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定に該当する事由はなかった。

第3 監査の実施

本件請求書に記載された事項、請求人の事実を証する書面を勘案し、次のとお

り監査を実施した。

1 監査対象事項

市民課で締結したデジタル複合機賃貸借契約について、本件措置請求書に記載されている「不当な支出」の有無、「損害を補填する措置を講ずる責任」が認められるか否か、及び請求人が求めている措置の内容が適当であるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

大和市市民経済部市民活動課（以下「市民活動課」という。）、大和市市民経済部市民課（以下「市民課」という。）

3 実施方法

本件請求の内容から、請求対象事務の執行に直接関わった職員等に関係書類の提出を求め、調査を実施した。また、必要に応じて、随時、事情聴取を実施した。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月8日に、請求人の陳述の聴取を行った（書面による）。

なお、請求人が行った、請求書を補充する陳述の要旨は次のとおりである。

（陳述要旨）

保険年金課、市民活動課、市民課設置のデジタル複合機は同一機種（Docu Centre-V7080 NCP）であり、また中央林間分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所、渋谷分室設置のデジタル複合機も同一機種（Docu Centre-V2060 CP-4T）である。同一当事者間において、同一機種を同一期間賃貸借するにもかかわらず、使用料（リース料）に差異があるのは、低額使用料に対する高額使用料の差額が不当な支出である。本件各賃貸借契約は、対象複合機の使用量の多少によりその使用料（リース料）を変動させ、本来富士ゼロックスの負担すべき消耗品代を市が負担することから、賃貸借契約（リース契約）の本旨に反する不当な契約である。

事実証明書一覧（事実証明書の添付は省略）

甲第5号証の1	請求書（請求額19,779円）
甲第5号証の2	請求書（請求額34,037円）
甲第5号証の3	請求書（請求額20,519円）
甲第6号証の1	請求書（請求額11,028円）

甲第6号証の2	請求書（請求額6,572円）
甲第6号証の3	請求書（請求額4,268円）
甲第6号証の4	請求書（請求額9,517円）

5 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づく関係職員の陳述は行わなかった。

第4 監査の結果

令和2年5月27日付の請求人からの大和市職員に対する措置請求書（追加）については、理由がないため棄却する。

以下、請求人の主張、監査対象部局に対する監査の結果及び監査委員の判断を記述する。

1 請求人の主張

本件請求における請求人の主張は、「本契約は、機器本体を3,000円/月で賃貸借していることから、コピー料金は消耗品であるトナー費用となる。トナー費用（コピー料金）を2円/枚～5円/枚としているが、トナー費用が使用枚数により異なることは一般取引通念上容認できない。トナー単価はトナーカートリッジの価格で決まるものであり、容量6,000枚相当のカートリッジ価格が6,000円であれば1円/枚となるため、渋谷分室の2円/枚を基軸とすると322,500円が、市民課の0.9円/枚を基軸とすると693,750円が不当な支出となる。市長は市が被った損害賠償の請求権を行使し、これを補填すべく当該職員に求償するべきである。」というものである。

2 監査対象部局に対する監査の結果

本件請求については、市民経済部の予算執行主管課である市民活動課の職員及び関連部局である大和市総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）の職員に対し、それぞれ関係する書類の提出を求めるとともに事情聴取を実施した。その結果、状況は次のとおりであった。

（1）デジタル複合機賃貸借の契約状況

市民課では、本庁で1台、出先機関で4台、計5台のデジタル複合機賃貸借の予算が認められ、予算執行主管課である市民活動課は、当該5台の賃貸借を1つにまとめて契約を行っている。各複合機は使用状況が異なるため、使用予定枚数を個々に積算したうえで、別々に使用料単価を設定している。

（2）使用料積算の考え方

当該デジタル複合機賃貸借の仕様書によると、使用料には機器の賃貸借料のほ

か、設置・調整費、保守・サービス費、ネットワーク設定費、操作方法の説明、用紙以外の消耗品、契約期間満了後の機器撤去費を含むものとし、年間予定枚数に基づき、1枚あたりの単価を設定のうえ、当月の使用実績から積算することとしている。すなわち使用料は、単に機器本体の賃貸借料として積算されているのではなく、機器が正常な状態で稼働するために必要な経費の総額を基に積算されていることが確認できる。本庁の複合機は、使用枚数1枚あたりの単価のみを設定しているが、出先機関については、1枚あたりの単価と1月あたりの賃貸借料を設定している。なお、仕様書の作成にあたっては、過去の契約状況や他自治体との契約実績のある業者からの見積を参考にしている。

(3) 消耗品調達の考え方

デジタル複合機は、各事務事業の実施に必要不可欠な事務機器であり、故障や消耗品の不足等により機器が使用できなくなることは住民サービスの低下につながることから、機器を常に正常な状態で稼働させるため、メンテナンスや消耗品の補充等を、当該複合機賃貸借の仕様を含めている。

(4) 契約手続

設計金額40万円を超える賃貸借は、契約主管課が契約事務を行うことが大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）に規定されており、市民活動課は本件複合機賃貸借について、契約検査課に契約の締結を依頼している。契約検査課は、法、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）等に基づき、かながわ電子入札共同システムにより当該賃貸借の一般競争入札（条件付）を実施し、富士ゼロックス神奈川株式会社第一営業統括部が落札した。

3 監査委員の判断

以上のように監査対象部局等に対する監査の結果に基づき、本件請求に対して、次のとおり判断する。

(1) 使用料単価について

請求人は、出先機関の使用料について、1月あたり3,000円は機器本体の賃貸借料であり、使用枚数1枚あたりの単価は消耗品であるトナーの費用であると主張している。複合機賃貸借の仕様によると、使用料は機器が正常な状態で稼働するために必要な経費の総額から積算し、1月あたりの定額料金と使用枚数1枚あたりの単価が設定されていることが確認できる。しかし、使用料に含まれる費用の内訳が示されていないことから、1月あたりの定額料金が機器本体の賃貸借料にあたるのか、また、1枚あたり単価のうちトナー費用はいくらに相当するかについては算定することができない。従って、1枚あたり単価はトナー費用であり、渋谷分室の単価2円、市民課本庁分の単価0.9円を根拠に322,50

0円、693,750円が不当な支出にあたるとする請求人の主張は認められない。

(2) 契約手続きは適正に行われたか

当該契約は、公平性・競争性を確保する観点から、法、大和市契約規則等に則り一般競争入札（条件付）に付され、その間の契約手続きは適正に行われており問題はなかった。

(3) 損害賠償請求権を行使し、市職員に求償する必要があるか

前述のとおり、当該職員は、不当な契約の締結により市に損害を加えたとは認められないことから、損害賠償請求権を行使しなくてはならない事由は見受けられず、損害を補填する措置を講ずる責任は認められない。